

障害乳幼児の療育に

応益負担を持ち込ませない会

No. 39

会報

編集／〒603-8324 京都市北区北野紅梅町85 弥生マンション

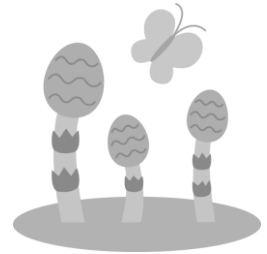
編集発行責任者／池添 素 電話&FAX(075)465-4310

持ち込ませない会 HP <http://www.nginet.or.jp/news/opinion/child/index.html>

発行：2018年3月15日

目次

- 1P … 金閣寺
- 2P … 2月11日情勢学習会の当日プログラム
- 3P … 児童福祉における障害乳幼児施策の位置づけ
- 4P … 厚生労働省の動向と名古屋の現状
- 5P … 保育士・幼稚園教諭養成カリ改訂に見る問題
- 6P … 保護者からの感想
- 7-8P … 療育や保育の内容への統制の強まり



金閣寺

春の足音が聞こえてきます。梅が咲き、桜のつぼみがふくらみ、青葉の新芽が出番を待っています。子どもたちも一年を終え、新しいステージに緊張している時期です。ママやパパも子どもたちの成長に、泣いたり笑ったり。叱っても子どもは育たないことを学びながらの一年でした。療育や保育の仕事に一年間がんばってきた皆さんの今年度はいかがでしたか？

「持ち込ませない会」は、そんな皆さんに支えられているなと実感したのが、前号で同封させていただいた会費の振込用紙。次々と皆さんの気持ちが進められた金額が書き込まれた用紙が返ってきます。おかげさまで活動を進める金額を蓄えることができました。この場を借りて御礼申し上げます。

今号は2月11日に開催した学習会の内容をコンパクトにまとめています。想像を超えて、子どもを巡る情勢は大変なことになっています。参加できなかった皆さんはぜひ情勢を共有してください。そして各地での皆さんのねばり強い活動、自治体に向けた運動などを「持ち込ませない会」を通して紹介していきたいと思っています。

どの地域に生まれても、子どもたちの豊かな発達と育ちが保障される社会になるように、力を合わせましょう。

事務局長・池添 素

情勢学習 in 名古屋 当日プログラム

2018年2月11日 13時半～16時半 於、ウインクあいち12階1204室



13時30分 開会

13時35分 報告1 井原哲人さん

「児童福祉における障害児施策の位置づけ」

14時35分 報告2 加藤 淳さん

「厚労省の動向と名古屋市の現状」

15時00分 報告3 藤林清仁さん

「幼稚園教員・保育士養成新カリキュラムについて」

15時15分～15時30分 休憩

15時30分 各地からの発言

16時15分 まとめ 白石正久



児童福祉における障害乳幼児施策の位置づけ

井原哲人(白梅学園大学)

◎少子化対策から

「障害」が消えた

―無償化の背景

政府は、閣議決定において幼児「教育」を「無償化する」方針を示しましたが、あわせて障害乳幼児の通園についても「無償化を進めていく」としました。これで、問題はなくなるのでしょうか。

今回の無償化の背景は、経済政策としての人材育成(労働力育成)、子育て世帯の負担軽減(少子化対策)、貧困の世代間連鎖の防止が位置づけられています。その財源に消費税増税分があてられることになっているのは、少子化対策なら予算が確保できるためでもあります。政府は、2000年代に入って介護・年金・医療等を含めた社会保障関係予算の抑制を明確にしています。現在では、高齢者人口の増加に対応するための予算の「自然増」のみ許

容し、しかも「真に必要な場合」にのみサービス給付を限定化するとしています。そのような中において、児童福祉施策は、将来の労働力養成および社会保障の支え手(保険料・税金の納付者)の確保の観点から少子化対策として予算増が認められています。

「このような経済的な効果を求めた少子化対策としての性格を強めていくと、施策対象として障害児は後景に追いやられることとなります。新旧の「少子化社会対策大綱」を比べると、2004年には、本文中に「障害児とその家族やひとり親家庭といった多様な家庭のニーズに応えられる社会を創り上げていくことが、すべての子どもと子育てを大切にすると社会づくりにつながる」との認識に立ち、こうした特に支援を必要とする子どもとその家庭に対する支援の充実を図る」との記載がありました。しかし、2015年の大綱の本文では、「障害」「発達」のワードはなくな

り、少子化に対する政府の危機感が強く打ち出されています。現在、待機児対策等で保育所は拡大する傾向にあります。その根拠を疑う必要があるのではないかと思います。

◎子どもための施策を

さて、障害乳幼児の福祉施策では、サービスの供給量が圧倒的に不足している中において障害児福祉計画による量的整備への期待があるかもしれません。しかし、財源が確保されていません。そのため、介護保険制度への接近を図り、介護保険事業者が障害児関連事業の指定を容易に取れるような「共生型児童発達支援」が認められるようになりまし。さらに、事業者の指定権限をもつ都道府県にたいして、障害児福祉計画の達成が困難になる場合などは新たに事業者の指定をしなくても良いとする権限を与えました。市町村は、サービス供給量を増やしたいと思っ

ても、事前に都道府県と相談して計画を策定することが求められており、都道府県の許容する範囲での計画(現状維持)になる可能性が強くなっています。

2016年の児童福祉法改正によって子どもの権利条約に関する規定が盛り込まれましたが、同条約の4つの柱の一つである意見表明権を軸とする「参加する権利」がどこまで位置づけられているのかは疑問です。保育所等の整備量を示す子ども・子育て支援事業計画では、審議会ないし保護者や事業者の意見を「聴かなければならない」とされていますが、障害児福祉計画では同様の規定はありません。児童福祉法において障害児は序列化されて位置づけられています。改めて保育関係者を含めて子ども観を語り合う必要があると思います。



厚生労働省の動向と名古屋の現状

加藤 淳(全国発達支援通園事業連絡協議会事務局長)

1. 厚労省との懇談から

(1) 15 全通連

(1) 児童発達支援について

延長しないとされた「食事提供加算」は、関係者の運動の成果でひとまず継続になった。次の3年後の見直しに向けて、その必要性を明らかにしていく必要がある。成人された方たちの生活保障と乳幼児の「食育」では意味が違うことをあわせて訴えていくことが必要。

「児童発達支援管理責任者」の基礎資格で、保育士の保育園の経験は児童福祉施設として換算できることになった。これまでも訴え続けていたことであり、ようやく実現した。

制度設計として「出来高払い」は、とりわけ1〜2歳の子どもにとってはふさわしくない。保育園・幼稚園との違いは差別である。利用計画・個別支援計画・契約の3条件で規定した通園日数分の報酬が確保されるべきではないかと提案をしたが、「そういう制度である」と

いう返答。しかし、「欠席時対応加算」の月4回の上限を拡大する方向で検討中であるとのことだった(報酬改定で、重症児を支援する事業所の場合条件付きで8回まで認めるとされた)。

また、職員配置基準から無資格の「指導員」は外されたが、「高卒2年」で「児童指導員」を標榜できる。日数・時間については、市町村で確認するようにとのこと。

(2) 相談支援について

相談支援専門員の基礎資格として、障害児保育の経験は「知事が認めたもの」で読めるとのこと。分野別研修は実施しているが、義務化はしていないので人数が限られている。ケアマネの手法を学ぶ研修として位置付けており、「児発管」研修も同様の方向である。障害児相談支援には、子どもと家族を支える専門性が必要であり心配である。

家庭訪問について、保健師の訪問記録を共有するなどの、機関連携を前提としたやりかたも効果的

ではないかと提案をしたが、あくまでも原則であり、実施するようにとの回答。

(3) 母子保健について

「子育て世代包括支援センター」のガイドラインができ、全国に設置が進んでいる。「利用者支援事業」を根拠に、専任者配置されれば人件費をつける。

(4) 保育

「保育所保育指針」の改定で、障害児・医療ケア等の扱いについては「手引き」で示す。鋭意作成中。

2. 報酬改定について

放デイ単価は切り下げ、児発は横ばい。医療ケア児への支援に関して看護師配置加算、居宅訪問型児童発達支援が創設された一方で、対象の状況や支援時間、などによる減算が目立っている。

専門性、質の担保を目指して配置職員を保育士または児童指導員に限る一方で、規制緩和を進める共生型事業が創設された。極めて矛盾した内容であり、制度がどこに向かっているのかしっかり見えていく必要がある。

3. 名古屋市の状況

「第一期名古屋市障害児福祉計

画」(2018―20)を作成中。国が示した案のまま、既存10か所の児童発達支援センター維持。1か所以上の重心デイの整備、保育所等訪問の推進のみがあげられている。並行して児童福祉施策全般にわたる「わくわくプラン2020」(2020―24)を作成している。待機児対策、事業とセンターの役割の明確化、老朽化した児発センター(あつた、ちよだ)の立て替えなどが盛り込まれる方向。しかし、待機児対策として提案されているのは定員を超えた受け入れのみである。

公立地域療育センターの民間移管が提案された。まず北部地域療育センターから、6年後に移行とされている。既存の民間地域療育センターが2015年度からカットされている補助金で赤字続きであることとあわせて、医師はじめ医療系スタッフ確保について、市が方向をもたない限りは進まない話である。

☆国・自治体の責任で。発達支援が必要な子ども(特に0―2歳)にも保育園と同じ条件で、毎日通えるように。

保育士・幼稚園教諭養成カリキュラム改訂に見る問題

藤林清仁(同朋大学)

(1)「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に向けたカリキュラム

「保育所保育指針」と「幼稚園教育要領」に共通した「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が作られました。「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形・標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝えあい」「豊かな感性と表現」の10項目です。

この「10の姿」は子どもにとっての「到達目標ではない」という委員の念押し発言をよく聞きます。子どもの目標ではなく、保育士が「10の姿をめざす保育がなされているかどうか」を評価する、過剰の中にしつかりと反映されているか確認するために使うという説明もあります。

(2)コアカリキュラムの登場

すべての大学の幼稚園を含めた教職課程で共通的に資質能力を明確化することで全国的な水準を確保するために、「コアカリキュラム」という、授業内で教えるべき内容を文部科学省が明記したものができました。このコアカリキュラムの作られた背景として、文部科学省は「学芸的側面が過度に強調された」「授業や「担当教員の関心に基づいた授業」への「批判」があるため、教授内容を定めた」と説明しています。

また、コアカリキュラムの内容を踏まえた「授業設計・実施」「教員採用選考」「実施視察」を行い、活用していく方針が出されています。このコアカリキュラムは「全体目標」「一般目標」「到達目標」が細かく規定されており、その内容をすべてシラバスに含むことが求められています。

(3)「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」という科目

幼稚園教諭養成課程の中に、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」という科目が新設されることになりました。これは、科目名称の例では「特別支援教育」となっていますが、対象は「障害のある子ども」に限定せず「母国語や貧困の問題」も「特別の教育的ニーズ」のある子どもについても学ぶ科目になっています。

ただし、内容面においては、「自立活動」の内容を理解させるという「到達目標」もあり、乳幼児を意図した内容を担当者が意識していないと、学校教育への適応をめざした講義になってしまう可能性もあると考えられます。

(4)「保育所を地域福祉の拠点」という考え方

新しい保育士養成のカリキュラムでは、ソーシャルワークの基本を教える「相談援助」はなくなりません。しかし、その役割は重要になります。「少子高齢化により家族支援の対象は子育てと介護になる。高齢者も集える場に「保育所」をするという考え方も聞かれます。

また、「子育て支援」という科目には制度や政策に関することは入らず、直接的な支援が中心となっています。



学ぶことの大切さ…親として、子どもの育ちを支えるために

鹿児島障害児者父母の会 副代表 崎原知子

名古屋で開催された「障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会」の学習会にはじめて参加しました。その中で「子どもに求める 10 の姿」をはじめで知りました。私は「障害や弱さのある子どもが生きにくくなるのではないか」「子ども達が心豊かに育つための療育のよさをなくしてしまうのではないか」という危機感を強くもちました。また、幼児教育の無償化と言いながら、「療育の場」は対象になっていないことへの憤りを感じました。

私の住む鹿児島県伊佐市は、市長の方針で「利用料負担なし」での療育が行われています。そのために「療育＝無料」と思っていたり「応益負担」という言葉を知らなかったりするお母さんが多いです。私は、今回の学習会で学んだ現在の情勢をお母さんたちだけではなく、子どもの育ちに関わる方々へ伝え、子どもの育ちを大切にすることを共有したいと思います。そして、「私たち親にできることは何か」を考え、「心豊かな育ちを支える療育の場作り」「療育の無料化」に向けての運動をみんなで手をつないでがんばりたいと思います。

難しさの中に、充実感いっぱいの学習会

鹿児島障害児者父母の会 事務局 川添美奈子

副代表の崎原さんと一緒に、はじめて全国規模の学習会に参加しました。発表するわけでもないのに、なぜか緊張している自分がありました。今回、「児童福祉法」「厚生労働省の意向」「幼児教育におけるカリキュラム」というキーワードは、親である私にとっては「難しいのではないか。理解できるか」と不安でした。しかし、講師の方々がユーモアを交えてわかりやすく話してくださったので、自分なりに「子どもを育てるために大切なこと」を感じることができました。特に「子どもを将来の確実な働き手：納税者」にするために投資する、「その子らしさ」が、蚊帳の外に追いやられていることを知ることができました。「その子のもつ子どもらしさ」を育てる場こそが必要で、それが療育の場ということ、親として伝え続けようと思いました。

「私なりにできること」「がんばりすぎずに続けられること」を仲間のお母さん・お父さんたちと一緒に取り組みたいと、強く思いました。最初の緊張感が、充実感に変わった学習会。本当に参加してよかったです。

療育や保育の内容への統制の強まり

代表・白石正久(龍谷大学)

◎自由と統制

児童発達支援(児童発達支援事業、児童発達支援センター)、放課後等デイサービス、「待機児ゼロ」を謳う保育事業の拡大などはすべて、国と地方公共団体の責任を縮小し、経営と運営の主体を民間の営利活動に転じていくという点で、「新自由主義」の典型的政策である。「新自由主義」は「金は出さないが、口も出さない」が基本であり、その通り児童発達支援や放課後等デイサービスは、さまざまな営利法人の参入とともに、これまで想定することもなかったような「実践」を招来させている。

◎人格の形に踏み入る「指針」

「国旗・国家に親しむ」という幼児期の発達において妥当性の理解に苦しむ事項がその典型だが、いっそう注意しなければならぬのは「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が鳴り物入りで登場したことである。詳細は、藤林報告を参照されたいが、たとえば「自立心」は「身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなげればならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる」と説明される。都道府県主催の伝達講習などでは、あくまでも考慮すべきことであり、目標とするものではないとの説明がなされているそうだが、たとえば「ベネッセ」のHPを開けば、「姿」が「力」と読み替えられて解説されている。この「自立心」を読んだ、「なるほど大切なことだ」と感

じる方もいるかもしれないし、何人かの「発達心理学者」は無条件の賛意を語っている。しかし、「自覚」「自分の力で行う」「諦めずにやり遂げる」「達成感」「自信」などと語られる「姿」の一つひとつは、子どもの内面において葛藤、失敗、挫折、衝突などの長い心の軌跡のうえに芽生えてくる心であり、その苦しい心の過程にこそ、大切な意味がある。そして、そのありようも子ども一人ひとりでみな違う。「自信」のない子どもが「弱い」子どもではなく、目に見えない粘り強さを内に持っていたり、「自信」がないからこそともいえる仲間への優しさを抱いていたりする。つまり、「姿」として語られていることには、子どもの人格の多様性と内心の自由を侵しかねない事項が、単一の人格目標として並べ立てられている。「5歳」において、「これらの「姿」が求められるならば、子どもも保育者・幼稚園教諭も相当に苦しい現実を生きるこ

◎「第三の力」とは

従来、「保育所保育指針」は厚生労働省、「幼稚園教育要領」は文部科学省の管轄であり、その内容は異なったものであった。その是非には議論もあるが、今回の「姿」が共通の内容として入れ込まれたこと、「児童発達支援ガイドライン」にもその要約が記述されたことなどにみられるように、省庁ではない「第三の力」によって、つよく方向づけられた改訂であることは間違いない。「国旗・国歌に親しむ」が議論なく「保育所保育指針」に入れられたことも含めて、「第三の力」とは何かを詮索することは大切ではないか。

「姿」を単なる方向としてではなく「目標」として扱うことは、文部科学省のHPでの「例示」によって明確である。その実施を強く求めるために、学校に求められているカリキュラム・マネジメントと同じに、目標の達成の程度を点検・評価し、指

導のあり方を修正して、あくまで目標達成の改善を目指すPDCAサイクルを、幼児期にも持ち込もうとしている。保育目標や保育計画の妥当性を点検するために、「副主任」などの職位を誘導してつくり、下位の保育者を管理しようとしている。

学校での「道徳」の教科化と呼応して、子ども的人格形成と内心の自由を踏み込もうとする動きは、「森友学園問題」で白日の下にさらされたように、省庁とは別の力が上から働いているからだとも言われている。自民党が国会に出そうとしている「家庭教育支援法」案は、その第2条において「家庭教育は、父母その他の保護者の第一義的責任において、父母その他の保護者が子の生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るように努めることにより行われるものとする」となっている。家庭にまで「姿」の達成を求めようとしているのだ。この案文は、太平洋戦争の開始とともに制定された「戦時家庭教育指導要項」(1942年)と瓜二つだという。さらに、読者は気づかれると思うが、第

一次安倍内閣のもとでの教育基本法改悪によって入った第10条、そして児童福祉法改定による「第一次的責任は父母」の条文にも、すべて「第二の力」が働いているとみるのはうがった見方だろうか。ちなみに上記の動きの中心にある「親学推進議員連盟」の会長は、安倍晋三氏である。

* 日本の「新自由主義」は、そのなかに国民の内心の自由を統制するという「自由」とは異なったベクトルを隠し持ち、同時に単なる保守ではなく、「ウルトラ」ともいえる右翼であり、復古的な色彩を持っている。幼児期の終わりまでに求められる「姿」は、障害のある子どもたちを、実践と制度利用において、排除するはたらきをすることは、想像に難くない。上記のような見えにくい動きにも視野を広げて、私たちの運動をつくっていききたいと思う。



みんなのねがいを読みませんか

4月号の特集 優生思想と障害者

【子育てと実践に役立つ新連載】

子育てにいきる発達の話 河原紀子さん

第1回 子どもの好き嫌いとは？

それは発達の的に変化する？

自閉スペクトラム症児者の心の理解 別府 哲さん

第1回 自閉スペクトラム症児者の心をさぐる

☆実践の魅力 療育を積み重ねて世界が広がった

広島市西部子ども療育センター 井上香里さん

お申し込みは全障研出版部へ→03(5285)2601